平成２７年（フ）第９１号
埼玉県所沢市緑町４丁目９番７－202号　上砂パークマンション
債務者　松本　直之
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９２号
埼玉県所沢市緑町４丁目９番７－202号　上砂パークマンション
債務者　松本眞由美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２１号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田64番地７
債務者　鈴木千賀子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７０号
静岡県沼津市馬込129番地の１
債務者　坂倉　　操
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
函館市日吉町４丁目４番１号
債務者　仲鉢　一恵
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８４号
愛知県知立市山町御林１番地６　株式会社甲英知立寮126号、前住所埼玉県川越市大字石田179番地４
債務者　丹　　亮介
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
大阪市生野区生野東１丁目２番13号
債務者　高橋福江こと　髙　　福江
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１号
大阪府高槻市赤大路町27番３号
債務者　川添　秀雄
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３４号
大阪市西成区鶴見橋３丁目５番10号
債務者　石井　充子（旧姓朝原）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６４号
大阪府豊中市末広町３丁目６番16―202号
債務者　宇山由美子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８９号
大阪府守口市大久保町５丁目３番37号
債務者　藤田ミトリ
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６８号
大阪府門真市本町９番10―305号
債務者　藤川　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６０号
大阪府豊中市長興寺北３丁目６番50号、前住所大阪府豊中市服部元町２丁目12番４－301号
債務者　落合由美子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７３号
大阪府守口市寺方元町２丁目３番13号　西村方
債務者　山平　輝志
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７６号
大阪府寝屋川市点野４丁目10番４号、前住所大阪市城東区野江１丁目３番16号
債務者　小林夕紀子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８２号
大阪市東淀川区豊新１丁目18番12号
債務者　山村　惠子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２号
埼玉県春日部市花積152番地43　すみよし荘102
債務者　栗原　　茂
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係